

第 9 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
「はっらっ長寿プランなごや 2026」（案）
に対する市民意見の概要及び市の考え方

令和 6 年 3 月

名古屋市

はつらつ長寿プランなごや 2026（案）に対する意見の概要及び市の考え方について

はつらつ長寿プランなごや 2026（案）に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

皆様方からいただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見のうち、内容について趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約、または分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

【募集結果概要】

- 意見募集期間 令和5年12月11日から令和6年1月19日まで
- 意見提出者 52人
- 意見総数 179件
- 意見の内訳
 - 1 計画の策定にあたって 7件
 - 2 高齢者の現状と将来推計 2件
 - 3 施策の展開 103件
 - （1）施策全般 0件
 - （2）健やかでいきいきとした生活の実現 13件
 - （3）地域で安心して暮らすための支援体制の充実 26件
 - （4）自立して生活するには不安がある方への支援 60件
 - （5）安心して暮らすことができる生活の場の確保 4件
 - 4 安定した介護保険制度の運営 67件

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

電 話 052-972-2542

F A X 052-955-3367

電子メール a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

【意見の概要及び市の考え方】

1 計画の策定にあたって（7 件）

（計画全般に関して）3 件

市民意見	・ 第 8 期計画と大きな違いがないが、第 9 期計画は 2025 年を迎える計画として、サービスの量が求められる需要に対応できるのか。
市の考え方	・ 第 9 期計画である「はつらつ長寿プランなごや 2026」は、段階の世代が 75 歳以上となる 2025 年を迎えるなか、高齢化が一層進む 2040 年を見据えながら、これまで整えてきた基盤をもとにさらに施策を充実させ、認知症の人や在宅で介護する家族への支援など、より細やかな取組みを進めることとしています。本計画では、計画期間である令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）における、高齢者に対する保健福祉の総合的な目標を定めるとともに、介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができる介護保険事業に関する保険給付を見込んでおります。

市民意見	・ 第 9 期計画と第 8 期計画の違いを具体的に示してほしい。
市の考え方	・ 第 9 期計画においては、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を迎えること、また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢化が一層進む 2040 年を見据え、第 8 期計画の方向性を引き継ぐとともに、これまで整えてきた基盤をもとにさらに施策を充実させ、認知症の人や在宅で介護する家族への支援など、より細やかな取組みを進めることとしています。

市民意見	・ 介護サービスを受ける側にも提供する側にも援助の手を差し伸べることこそが自治体の役割ではないか。 ・ 第 9 期計画が着実に実行されて、充実した高齢者福祉・介護保険サービスとなってくれるよう期待する。
市の考え方	・ 本計画にもとづき、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向け、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりに取り組みながら、高齢者の保健福祉に必要な施策を展開するとともに、介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険事業を実施してまいります。

(実態調査に関して) 1 件

市民意見	・利用者側だけでなくサービス提供側の調査も並行し、この意向と提供が双方で合致しているか否か、検証・精査することを希望する。また、慢性化するなどした調査項目の取捨選択を行うべきではないか。
市の考え方	・本計画の作成にあたっては、市民の方を対象に実施した実態調査の結果を踏まえ、介護事業者を構成員に含めた高齢者施策推進協議会やその専門部会である計画部会において内容について検討いただき、介護事業者としてのご意見もいただいているところです。 次期計画策定にあたっては、調査項目についてご意見を伺いながら、適切なものとなるよう検討してまいります。

(計画の理念・視点・性格に関して) 2 件

市民意見	・計画の理念からは、行政の当事者意識が弱いと感じられ、もっと主体性のある表現を盛り込むべきではないか。
市の考え方	・計画の理念については、この「はつらつ長寿プランなごや 2026」を策定するに際しての根本的な考え方をお示したものとなります。 本市が取り組むべき様々な施策及び事業は、この理念を念頭に計画に位置づけておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

市民意見	・計画の視点で「地域において高齢者の自立や高齢者の介護を支える仕組みの充実」とあるが、学区、自治会活動からの広報活動が皆無と感じている。一般市民に対する広報活動の充実を明文化してほしい。
市の考え方	・計画の視点は、この計画における施策の基本方針として位置付けたものとなります。 各施策において、視点（５）の「市民の幅広い参加と民間活力の活用」を踏まえつつ、地域での支援体制の構築を図るものとなっております。 そのために必要な広報等については、広く市民の皆様に周知が図れるよう、様々な媒体を活用できるよう努めてまいります。

(認知症高齢者と家族の支援に関して) 1 件

市民意見	・認知症高齢者と家族の支援に関して、重要と考える。
市の考え方	・本計画に基づき、認知症の人と家族が安心して暮らせるよう、必要な取り組みを実施してまいります。

2 高齢者の現状と将来推計（2件）

（高齢者の現状と将来推計に関して）1件

市民意見	・ 障害者手帳を有する高齢者数の推移、外国人高齢者数の推移が記載された意図を踏まえ、具体的な施策を強化してほしい。
市の考え方	・ これまでの計画においても、地域共生社会の実現に向け、すべての市民が世代や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域社会の中で役割をもって活躍することができ、多様性を尊重するまちづくりの視点をもち、各施策を推進してまいりました。第9期計画において、改めて障害者手帳を有する高齢者数及び外国人高齢者数の推移を掲載することで、現状を把握し、よりその視点にたった各施策の展開ができるものと考えております。

（要介護・要支援者等の将来推計に関して）1件

市民意見	・ 第8期計画期間等における要支援1及び事業対象者数の減少の理由について、将来推計にあたり新型コロナウイルスの影響など背景の分析が必要では。
市の考え方	・ 緊急事態宣言が発令されていた令和2年4月及び5月において、要介護・要支援認定に係る新規申請件数が前年同月比で約2割減少したことから、新型コロナウイルスにより一定の影響を受けた可能性があると考えておりますが、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）においては明らかな影響は見られませんでした。令和3年9月末から令和5年9月末にかけては、事業対象者数は増加しておりますが、要支援1は認定者数が減少し、65歳以上の方の被保険者数に占める割合も減少しておりますので、その傾向を踏まえて将来推計を行うこととしました。

3 施策の展開（103件）

（1）健やかでいきいきとした生活の実現（13件）

施策1 健康づくりの推進（3件）

（健康寿命の延伸について）1件

市民意見	・ 健康であるためには食生活の充実が必要であり、特に今、物価高で削るのは食費しかなく、年金を引き上げる必要がある。健康寿命につながる。
市の考え方	・ 本市では、健康寿命の延伸を目指し、健康なごやプラン21を策定しており、この計画において、栄養・食生活など個人の生活習慣の改善を目指すとともに、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることで、多方面から、市民の健康状態の改善に取り組むこととしています。

(歯科健診について) 1 件

市民意見	・ 定期的な歯科の検査に市の補助がほしい。
市の考え方	・ 本市においては、20 歳から 80 歳までの 5 歳刻みの年齢を対象として無料で歯周病の検査を受けることのできる歯周疾患検診をはじめとした、無料で歯科健康診査をうけることのできる施策を実施しています。 引き続きこれらの施策を実施してまいります。

(各種健診（検診）について) 1 件

市民意見	・ 国保、後期高齢者医療の特定健診の受診率は低いため、ワンコインがん検診も含めて受診率向上の取組みを強化すること。
市の考え方	・ 国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査については区役所等での休日健診及びショッピングモール健診等を実施し、受診機会の確保に努めております。また、健診未受診の方に対して、ハガキや電話等での受診勧奨を実施し、健診受診率の向上に努めてまいります。 がん検診受診率向上に向けて、本市では 1 つの検診あたり自己負担金 500 円で受診できるワンコインがん検診について、70 歳以上の方は無料で受診することができるようにしております。また、がん相談・情報サロンにおいて出張講座を開催して、地域に出向いた啓発活動を行っております。このような取組みを市民の皆様にご活用いただけるよう、様々な広報手段を用いて周知を図ってまいります。

施策２ 効果的なフレイル予防の推進 （７件）

（フレイル予防の充実に関して）４件

市民意見	・運動について、楽しく長続きできるダンス体操などを旧区役所を活用して実施してほしい。 ・高齢になっても自分で買い物に行き料理をしたり日用品を買ったり出かけることがフレイル予防になると思うので、地域の買い物に気軽に行けるマイクロバスを走らせてほしい。 ・「いきいき教室」、「高齢者はつらつ長寿推進事業」等をわかりやすく周知し、参加者の枠を広げてほしい。 ・介護予防事業を充実してほしい。
市の考え方	・運動をはじめとしたフレイル予防の取組みについては、「いきいき教室」や「高齢者はつらつ長寿推進事業」等の事業において、楽しく長続きできる取組みの工夫に努めてまいります。 また、より身近な地域で取り組めるよう、高齢者サロン等の住民主体の通いの場の充実に努めるとともに、保健センターの保健師等や地域のリハビリテーション専門職等を積極的に派遣してまいります。 さらに、各事業についてわかりやすい周知に努めるとともに、多くの方に参加いただけるよう、事業のさらなる充実に努めてまいります。

（効果的なフレイル予防に関して）１件

市民意見	・「障害の有無や国籍等に関わらず、誰もがより身近な地域でフレイル予防に取り組めるようにする」ことや、「地域ごとの課題の分析やフレイル予防事業の効果検証を行うとともに、医療・介護・健診等のデータの関係者間での共有・分析など、高齢者の保健事業との一体的な実施を進め、関係機関等と連携した効率的なフレイル予防の取組みを推進していく」ことについて、具体的な施策を「施策を推進する事業」に記載してほしい。
市の考え方	・効果的なフレイル予防のため、「施策を推進する事業」に記載した各事業について、誰もがより身近な地域でフレイル予防に取り組めるようにすることや、事業の効果検証及び関係機関等との連携を図ることを踏まえて実施してまいります。

（高齢者サロンに関して）１件

市民意見	・ サロンを増やしてほしい。サロンに対する助成を拡充してほしい。
市の考え方	・ 高齢者の孤立防止や介護予防に資する高齢者サロンを地域の身近な場所に設置することは重要であると認識しており、引き続き設置か所数の拡大に努めてまいります。また、高齢者サロンに対する助成については、サロンの開催実態や運営者の声等を踏まえながら、使いやすい制度となるよう検討してまいります。

（認知症カフェに関して）１件

市民意見	・ 月１回開催への助成と助成単価を引き上げてほしい。
市の考え方	・ 認知症カフェにつきましては、月１回以上開催しているカフェに運営助成を行っております。また、令和６年度からは、多くの参加者が集まるよう努力しているカフェ運営者への支援を強化するため、運営助成の拡充を行ってまいります。

施策３ 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供 （３件）

（社会参加に関して）１件

市民意見	・ 70 歳代まで就労した後に地域活動に参加することに抵抗を感じる方は多いと思うが、自分でもできそうな簡単な活動でも地域貢献ができるとわかることが、社会参加を促すきっかけになった事例がある。参考としてほしい。
市の考え方	・ 高齢者に対する社会参加への働きかけにおいては、身近な具体的な事例を示すことは効果的な手法と考えておりますので参考とさせていただきます。

(敬老パスに関して) 1 件

市民意見	・ 敬老パスの利用回数制限はやめてほしい。
市の考え方	・ 敬老パスにつきましては、令和 4 年 2 月に、名鉄、近鉄、ＪＲ東海、名鉄バス、三重交通への対象交通の拡大と、それに伴い必要となる財源の確保策として利用上限回数を設定する制度変更を行っております。 対象交通の拡大により、利便性の向上を図る一方で、利用上限回数の 730 回は、敬老パス利用者の 9 割以上の方がこれまでどおりご利用いただける回数となっております。 さらに、より多くの方に安心して敬老パスをご利用いただけるよう、令和 6 年 2 月から市バス・地下鉄の乗り継ぎ利用の場合に 2 回の乗車を 1 回の利用と数える新たな利用回数の数えかたを導入いたしました。 これらの見直しにつきましては、コロナ禍が収束した後も将来にわたり、敬老パス制度をより使い勝手がよく、公平で持続可能な制度とするために必要なものであると考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

(老人クラブ等に関して) 1 件

市民意見	・ 施策 3 では「高齢者に対する就労や町内会・自治会、老人クラブなどの地域活動での地域社会における活躍への期待が高い」と記載があるが、その根拠はどこにあるのか。 また、町内会・自治会、老人クラブの認知度が低いと感じているので、つながりのある活動をしているとの広報を充実してほしい。
市の考え方	・ 「地域活動での地域社会における活躍への期待が高いこと」については、実態調査のうち、40 歳から 65 歳までの若年者の方を対象とした若年者一般調査の結果、高齢者が地域社会にどのような形で貢献できるかとの問に対し、上位から、就労が 34.5%、町内会・自治会などの地域活動と老人クラブでの社会参加活動が併せて 22.6%となったことを受けて評価したものです。 今後とも、老人クラブの活性化や老人クラブによる地域活動に対する周知に努めてまいります。

(3) 地域で安心して暮らすための支援体制の充実 (26 件)

施策4 総合相談窓口の充実(いきいき支援センターの機能強化) (6 件)

(総合相談窓口の充実に関して) 3 件

市民意見	・ いきいき支援センターを増やして身近なところで相談できるようにしてほしい。 ・ 保健センター・社会福祉協議会・いきいき支援センターなどの専門職員を増やし、地域のニーズに応えられるようにしてほしい。 ・ 気軽に安心して相談・申請できるよう、区役所に専門職員を配置し、相談から利用までワンストップで対応できる体制をつくってほしい。
市の考え方	・ 本市では、いきいき支援センターを 29 か所、分室を 16 か所の計 45 か所設置し、健康・福祉・介護など様々な相談に対応しておりますが、センターにつながるための身近な相談窓口として市内の居宅介護支援事業所に高齢者いきいき相談室を設置しています。また、地域の相談ニーズに応えられるよう、関係機関と連携を図るとともに、人員体制の充実や資質向上に努めております。 ・ 今後も、区役所などの関係機関と連携しつつ、高齢化の進展を踏まえてさらなる体制強化を図るとともに、より身近な場所で相談できるよう、高齢者いきいき相談室のさらなる設置に努めてまいります。

(重層的支援体制整備事業に関して) 2 件

市民意見	・ 包括的相談支援チームを当面 6 か所に設置してはどうか。 ・ 「重層的支援体制整備事業」について具体的に示してほしい。
市の考え方	・ 包括的相談支援チームについては、令和 6 年度から 16 区に設置するよう進めているところです。 ・ 重層的支援体制整備事業については、いきいき支援センターと連携を図る事業として参考に掲載をしているため、記載内容は概要にとどめております。事業の詳細については、別に「名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、市公式ウェブサイトで公表しておりますので、ご覧ください。

施策5 地域ケア会議の充実 (1件)

市民意見	・各区の計画を明示してほしい。
市の考え方	・各区の事業計画につきましては、本計画に基づき、区の実情に応じて年度ごとに策定し、必要な取組みを実施しております。 区の取組み状況につきましては、市地域ケア会議（高齢者施策推進協議会）で報告するほか、令和6年度には、地域包括ケアシステムガイドブックを作成し、市民向けに広報してまいります。

施策6 地域における見守りの充実 (1件)

（個別避難計画について）1件

市民意見	・個別避難計画の作成を通じて、適切な支援につながるよう、災害ケースマネジメントの実施についてもプランに記載してほしい。
市の考え方	・現在、本市では地域住民や福祉事業者などの関係者と連携しながら、個別避難計画の作成に取り組んでおります。個別避難計画の作成を通じて、様々な関係者と連携し、避難行動要支援者の状況を把握することにより、円滑な災害ケースマネジメントの推進に繋がれるよう取り組んでまいります。 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、本市においても多くの課題があると認識しており、プランへの記載も含め、今後、関係する様々な部署が連携しながら横断的に検討してまいりたいと考えております。

施策7 介護予防・生活支援の推進 (11件)

（介護予防・生活支援サービス事業に関して）1件

市民意見	・総合事業対象者も福祉用具・住宅改修制度を利用できるようにしてほしい。
市の考え方	・福祉用具・住宅改修につきましては、従来どおり介護予防サービスに位置付けられているため、利用する場合には要支援認定を受ける必要があります。 総合事業のサービスにつきましては、法律に規定された訪問サービス・通所サービス・生活支援サービス（配食等）・一般介護予防事業に限られますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

（介護予防事業の充実にに関して）３件

市民意見	・希望者がだれでも参加できるよう、介護予防事業を拡充してほしい。 ・訪問介護や通所介護の対応施設を増やすため、名古屋市独自の助成制度を創設してほしい。
市の考え方	・介護予防事業（訪問・通所サービス等）については、利用者の心身の状況に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の参入促進に努めてまいります。

（生活支援型訪問サービスに関して）４件

市民意見	・生活支援型訪問サービスの介護報酬を引き上げてほしい。 ・生活支援型訪問サービスを専門職ヘルパーでもできる体制にしてほしい。 ・日常生活支援研修修了者が就労に結び付いていない。
市の考え方	・生活支援型訪問サービスの介護報酬につきまして、従事されている方の処遇改善なども踏まえつつ検討してまいった結果、令和６年度から引き上げを行うことといたしました。 報酬額は、要介護の訪問介護の生活援助の単価を基準としているため、専門職ヘルパーでもサービス提供できる適切な額を設定しているものと考えております。 また、日常生活支援研修受講者の減少や、担い手として雇用につながっていないことなどを踏まえ、魅力ある研修内容とするためにプログラムの見直しを行い、研修修了者と事業者とのマッチングもこれまで以上に取り組んでまいります。

（介護予防・生活支援サービス事業の目標値に関して）１件

市民意見	・「生活支援型訪問サービス」「自立支援型配食サービス」が実績より減少する計画ではなく、積極的に利用される事業計画に見直してほしい。
市の考え方	・各サービスの目標値につきましては、事業対象者・要支援者数の推計に、各サービスの利用率（推計）を乗じて算出しております。 生活支援型訪問サービスにつきましては、報酬を見直すことで、積極的なサービス提供が促進されるものと期待しておりますが、要支援者が減少する見込みであることから、それに比例して利用者数も減少する見込みです。 また、自立支援型配食サービスにつきましては、令和３年度から５年度にかけての利用率の減少傾向も加味しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

（生活支援に係る協議体に関して）１件

市民意見	・計画目標を示してほしい。
市の考え方	・「生活支援に係る協議体」については、支援ニーズの状況等に応じ、構成員や開催回数を区ごとに決定することとしており、市として目標開催回数を定めることはしておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

（短期集中予防型訪問サービスに関して）１件

市民意見	・短期集中予防型訪問サービスについて説明してほしい。
市の考え方	・短期集中型訪問サービスは、リハビリテーション専門職が自宅を訪問し、運動や生活動作等の指導を実施する新たな事業として、令和６年度中の事業開始を予定しております。

施策８ 在宅医療・介護連携の推進（２件）

市民意見	・ACPについて、市民に分かりやすい普及をしてほしい。 ・はち丸在宅支援センターにおいて、在宅療養に関する市民向け講座を通じ、ACPの普及啓発を行っている。また、意思決定支援の取組みを進めるため、多職種向けACP研修会を開催している。
市の考え方	・引き続き、はち丸在宅支援センターにおいて、市民向けに分かりやすくACPの普及啓発を図るとともに、多職種向けのACP研修会を通じ、医療・介護関係者の意思決定支援の実践力向上を図ってまいります。

施策９ 高齢者虐待の防止（１件）

市民意見	・本人の意思を踏まえた支援は重要。わかりやすく周知するとともに、支援体制の整備を進めてほしい。
市の考え方	・引き続き、関係機関と連携し、本人の意思を踏まえた支援を実施するとともに、相談窓口等の分かりやすい周知に努めてまいります。

施策 10 認知症の人と家族に対する支援の充実 (4 件)

市民意見	・市の認知症施策が充実してきたことは評価したいが、認知症基本法の施行などを踏まえると、更なる充実が必要である。 ・認知症が「障害」である点を考慮し、障害サービスとの連携強化も肝要である。 ・初期対応など気軽に相談できる窓口をさらに広げてほしい。
市の考え方	・認知症基本法の施行を踏まえ、いただいたご意見も参考にしながら、本市の認知症施策の更なる充実に向けた取組みを検討・実施してまいります。

(4) 自立して生活するには不安がある方への支援 (60 件)

施策 11 介護サービスの提供体制の充実 (44 件)

(特別養護老人ホームの整備等に関して) 20 件

市民意見	・特別養護老人ホーム等の入所施設を増やし、待機者を解消してほしい。 ・特別養護老人ホームの待機者に係る記載について、「大幅に減少」との記載は妥当でないことから訂正してほしい。 ・特別養護老人ホームの整備目標数の算出にあたっては、要介護 1、2 の方も対象としてほしい。 ・民間特別養護老人ホームの改築に係る補助制度を検討願いたい。 ・低所得でも利用できる養護老人ホームや軽費老人ホームを増やし、住み慣れた地域で入所できるようにしてほしい。 ・養護老人ホームのニーズについて、将来的な見通しを示すとともに、民間施設の改築に係る整備補助制度の創設を検討いただきたい。
市の考え方	・特別養護老人ホームをはじめとした施設・居住系サービスについては、各施設の入所申込状況や入所状況を勘案し、介護保険事業計画において整備目標数を定めて、整備を進めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 ・特別養護老人ホームの待機者に係る記載については、第 8 期介護保険事業計画策定時点である令和 2 年 4 月 1 日の 3,619 人と令和 5 年 4 月 1 日時点での 2,526 人と比較し、約 3 割減少していることから、大幅に減少という表現を用いておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、今後も、介護保険事業計画の策定にあたっては、入所待機者数の推移等を適切に把握し、必要な整備目標量を定め、整備を進めてまいります。 ・要介護 1、2 の方については特例入所により特別養護老人ホームへの入所が可能であることから、整備目標量の算出にあたっては当該特例入所による入所の見込みを加味しております。 ・令和 5 年度より民間特別養護老人ホームの継続的・安定的な運営を図ることを目的とした大規模修繕に係る長寿命化補助を開始しており、まずは、この補助制度をしっかりと運用したうえで、改築に係る補助制度についても、必要に応じ

	て検討を進めてまいりたいと考えております。 ・養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、今後の各施設の利用実態等について、注視してまいりたいと考えております。 また、民間養護老人ホームの老朽化等への対応については課題であると考えておりまして、適宜行う訪問等の機会を捉え、入所者の生活実態及び施設の抱える課題の把握に努めてまいります。
--	--

（新型コロナウイルス感染症に対する事業所支援に関して）1 件

市民意見	・新型コロナウイルス感染症に対する事業所支援について、言及すべきではないか。
市の考え方	・新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症に対する備えとして、各事業所において、業務継続計画の策定や、研修・訓練の実施、定期的な計画の見直しが令和6年度から基準上義務化され、業務継続計画が未策定の場合は、基本報酬の減算が導入されます。 事業所において感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定支援を実施してまいります。

（介護サービスの利用料に関して）18 件

市民意見	・市独自の利用料減免制度を創設してほしい。 ・低所得者も安心して入所できる利用料にしてほしい
市の考え方	・介護保険制度は全国一律の制度であり、利用料の減免制度につきましては、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えているところです。国に対して要望しているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 ・施設の利用に関しては、世帯の課税状況や資産状況等が一定の要件に該当する方に対する補足給付の制度がございます。

(訪問（ホームヘルプ）サービスに関して) 1 件

市民意見	・ 訪問（ホームヘルプ）サービスを充実してください。 ① 単位時間が短すぎるので、実情に合うよう改善してください。 ② 訪問回数は利用者の状況に合わせて、柔軟な対応にしてください。 ③ 同居者がいても在宅サービスが利用できることを周知してください。
市の考え方	・ ①時間単位区分については、最も長い単位区分は身体介護が中心の場合で「所要時間 1 時間以上の場合」、生活援助が中心の場合で「所要時間 45 分以上の場合」とされており、上限は設けられておりません。訪問介護を利用される場合は、最初にケアマネジャーが利用者の生活上の課題を把握し、またサービス担当者の会議で専門的な見地からの意見を求めた上で、居宅サービス計画にその方に必要な訪問介護の内容やそれに要する標準的な時間を位置づけることとなります。 ②生活援助中心の訪問介護を一定回数以上位置付けた場合、居宅サービス計画を届け出ることになっていますが、これは回数制限を意図したものではなく、適切なケアマネジメントがされているか確認を行い、利用者の自立支援により良いサービスの提供がなされるよう、必要に応じて、指導を行うものです。利用者の自立支援に必要なサービスを制限するものではありません。 ③訪問介護サービス等の生活援助については、同居家族の有無のみによって提供の可否が判断されるべきではないものであり、本市においては平成 19 年度より NAGOYA かいごネット上に同居家族がいる方への訪問介護(生活援助)の提供についての取り扱いをお示ししているところです。

(通所介護サービスに関して) 1 件

市民意見	・ 通所介護サービスを充実してください。 ① 必要に応じて利用時間を延長できるようにしてください。 ② リハビリができる施設を増やし、リハビリの内容を充実してください。 ③ 認知症対応型の施設をふやしてください。
市の考え方	・ ①国の基準において、所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされており、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること、このような家族等の出迎え等までの「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えないことが示されております。 ②、③本市においては、これらのサービスについて介護保険事業計画において整備数を定めるものではありませんが、今後の事業所数の推移や利用実態等を注視してまいりたいと考えております。 これらのサービスは今後も需要が高まることが予想されることから、事業者の参入を促すために必要な情報の提供や相談に努めてまいります。

(短期入所事業所に関して) 1 件

市民意見	・ 緊急時に利用できるよう短期入所事業所を増やしてほしい。
市の考え方	・ 短期入所事業所については、介護保険事業計画において整備数を定めるものではありませんが、今後の事業所数の推移や利用実態等を注視してまいりたいと考えております。

(地域密着型サービスに関して) 2 件

市民意見	・ 制度の周知を図ってほしい。 ・ 小規模多機能型居宅介護を増やしてほしい。
市の考え方	・ 地域密着型サービスは、地域包括ケアを実現するために欠かせないサービスであると認識しております。機会をとらえて、積極的に周知啓発に努めてまいります。 また、(看護) 小規模多機能型居宅介護につきましては、参入促進のため、整備にかかる補助を行っております。

施策１２ 介護サービスの質の確保及び向上 （２件）

（介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業に関して）１件

市民意見	・ 自己評価・ユーザー評価事業への参加事業所が減少しているが、評価事業の意義に疑問を感じる。その結果が参加事業所数に反映されているのでは。 ・ 委託費用を他の介護政策に回すべき。 ・ 市として効果を検証判断し今後の方向付けを行ってはどうか。
市の考え方	・ 介護サービスの質の向上を図るため、本市と名古屋市介護サービス事業者連絡研究会との共催により「自己評価・ユーザー評価事業」を実施しており、大小問わず、多数の介護施設・事業者様に参加いただいております。コロナ禍において、参加者数が減少しましたが、徐々に回復傾向にあります。 この事業は、サービスを提供する事業者様とサービスを提供される利用者様双方が、同じ項目について評価を行い、双方の意識（評価）の差を比較し、そのかい離部分を把握するものであり、この事業を通して、事業者様がサービス提供の現状を正しく把握し、事業運営の改善に繋がっていただいております。 なお、この事業は名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が行っている事業に対し、市が共催しているものであり、市の委託事業ではないことから、評価にかかる費用は、事業者様からの参加費での運用となっております。 今後も参加事業所からのご意見を参考にしながら、実施内容の充実を図ってまいります。

（介護事業者に対する運営指導体制に関して）１件

市民意見	・ 介護事業者に対する運営指導体制は、現場の実践を励ます質的な向上を図ってください。
市の考え方	・ 介護事業者に対する運営指導については、介護事業者の増加に対応するため、指導体制の拡充に努める必要があると認識しておりますが、効果的な指導の実施のため、質的な向上にも努めてまいります。

施策１３ 介護サービスを支える人材の確保・定着 （９件）

（介護職員の処遇改善に関して）６件

市民意見	・ 介護職員の賃金を上げてほしい。 ・ 介護職員の待遇を改善してほしい。
市の考え方	・ 介護職員等の処遇や労働環境につきましては、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、これまでも適正な介護報酬単価の設定をはじめ、給与、福利厚生、夜間勤務の軽減、職員配置基準の見直しなどの改善に向けた財政措置を国に対して要望してまいりました。国においても、令和６年２月から、収入を２％引き上げるための措置が実施されているところです。 - 介護職員等の処遇改善につきましては、今後も引き続き国に要望してまいります。

（人材確保に関して）３件

市民意見	・ 即戦力となる介護職リタイア人材への復帰促進への働き掛けも重要。 ・ 介護労働者の養成の支援を名古屋市として計画して下さい。 ・ 在宅介護事業者の実態調査も行い、対策を具体化してください。 ・ 「介護職員奨学金返済支援事業」は重要です。さらに周知を図ってください。 ・ 外国人介護職員の採用が進むよう、活躍している事例の紹介なども行ってください。 ・ 特養の空床解消や新規事業者の参入を促すためにも、市独自でも人員確保のための助成制度を創設すべきである。
市の考え方	・ 本市では、介護人材確保に係る懇談会での意見や事業所に対す実態調査の結果を踏まえながら、介護人材確保・定着の取組みを行っております。具体的には、介護の仕事の魅力を伝えるためのイベントの開催やリーフレットの作成、職員の定着およびキャリアアップのための研修の実施や、介護職員の資格取得、奨学金返済、外国人技能実習生の受入に係る費用の助成等を行い、介護人材確保を促進しています。 - 今後も効果的な人材確保の取組みについて検討するとともに、制度周知に努めてまいります。

施策１４ 在宅で介護する家族等への支援 （５件）

（在宅で介護する家族等への支援について）３件

市民意見	・介護する家族の負担を軽減する施策を拡充してほしい。 ・困ったときにいつでも相談できる仕組みをつくってほしい。 ・おむつ代を無料化してほしい。
市の考え方	・お困りの方がきちんと相談につながるができるよう、相談窓口などの情報を発信し、ケアマネジャーが、業務の中で把握した課題を踏まえたケアプランの作成や、いきいき支援センターや子育て総合相談窓口等の関係機関との連携が図られるよう、研修の充実など、適切な支援に向けた取り組みを行います。 ・介護するご家族からの相談窓口として、本市ではいきいき支援センターの設置とあわせて、いきいき支援センターにつなぐための身近な相談窓口として市内の居宅介護支援事業所に高齢者いきいき相談室を設置しています。引き続き、より身近な場所で相談できるよう、高齢者いきいき相談室のさらなる設置に努めてまいります。 ・排せつケアに関する家族や本人の負担軽減及び自立の支援については、認知度の向上を含め、排せつケアに関する既存の取組みを一層推進してまいります。 ・排せつケアに関する経済的負担を軽減するための支援策の実施方法を検討し、実施を目指してまいります。

（ヤングケアラー等に関して）２件

市民意見	・老々介護やヤングケアラーの負担の軽減を。 ・「重層的支援体制整備事業」と連携し、また「子ども食堂」や「学習支援」を進める民間団体とも協力して、ヤングケアラーの発見・支援を進めてください。
市の考え方	・ヤングケアラー等の問題については、ケアマネジャーが、業務を行う中で育児を含め様々な悩みに気づくことができることから、把握した課題を踏まえたケアプランの作成や、いきいき支援センターや子育て総合相談窓口等の関係機関との連携が図られるよう、研修の充実など、適切な支援に向けた取り組みを行います。

(5) 安心して暮らすことができる生活の場の確保 (4 件)

施策 15 状況に応じた住まい・施設の確保 (3 件)

(市営住宅に関して) 3 件

市民意見	・市営住宅を、食事と見守りサービスが付いた単身高齢者や高齢世帯向住宅として活用してほしい。 ・高齢者が安心して暮らすことができるようシルバーハウジングの建設や市営住宅の改築をして進めてほしい。
市の考え方	・市営住宅では、75 歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象とした巡回員による安否確認や簡易な生活相談等の見守り支援を行っており、安心して生活いただけるよう取り組んでいます。 ・なお、食事の提供につきましては、配食サービス等を提供する事業者と各世帯が個別に契約していただくことになります。 ・現時点でシルバーハウジングを建設する計画はございませんが、市営住宅では、建替事業において室内の床段差の解消を始めとするバリアフリー化された住宅の整備に取り組んでいる他、既存の市営住宅においては、入居者の申請に基づいた手すりの設置やトイレの洋式化等も行っています。

施策 16 住まい・施設に関する支援体制の充実 (1 件)

(家賃減額について) 1 件

市民意見	・単身女性世帯に対して家賃補助制度を創設してほしい。
市の考え方	・本市では高齢者向け優良賃貸住宅や補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅において世帯の所得に応じて家賃減額等を実施している他、市営住宅においても、世帯の所得等に応じた減額制度があり、所得等の要件に該当する世帯であれば、単身女性世帯においても減額の対象となります。

4 安定した介護保険制度の運営（67 件）

（要介護・要支援認定に関して）1 件

市民意見	・早くサービスが利用できるように、申請から認定までの時間を短縮してほしい。
市の考え方	・要介護・要支援認定に要する時間を短縮するため、事務の効率化を進めます。 具体的には、介護認定審査会の資料の郵送に要する日数短縮を目的として、審査会資料の電子化導入を検討していきます。

（介護保険給付費の見込みについて）1 件

市民意見	・実績があるにもかかわらず、見込み人数が減少している理由を教えてください。
市の考え方	・在宅サービス及び介護予防・生活支援サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数等の推計、各サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。 各サービスの利用状況等は、令和 3 年度から令和 5 年度の利用実績より、各サービスの利用率、一人あたり利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでおり、サービスによっては利用人数が減少する見込みとなります。 なお、施設・居住系サービスについては、施設定員の増減に応じて利用者数も増減するものとして見込んでおります。

（保険給付費等の見込みについて）1 件

市民意見	・第 8 期計画（案）の見込みは「6,200～6,400 億円程度」、第 9 期計画（案）の見込みは「6,200～6,500 億円程度」となっている。下限が変わっていないが、誤りではないか。
市の考え方	・給付費の見込みについては、要介護・要支援者数等の推計、各サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。また、案の段階では、直近の給付実績や報酬改定を含めた制度改正の影響を反映させる前提で、幅を持たせた見込みとしております。特に第 9 期計画に関しては、2 割負担の適用範囲の拡大等、国の制度改正の結論が出ておらず、第 8 期計画よりも幅を広めに見込みました。 ・今般、国の制度改正の内容が示されたことから、報酬改定率等を反映させた結果、給付費は 3 年間で 6,497 億円の見込みとなりました。

(保険料の引き下げに関して) 28 件

市民意見	・介護保険料が高すぎるので引き下げてほしい。 ・第 8 期の余剰金を引き下げに充ててほしい。
市の考え方	・介護保険給付費は法令により、利用者負担を除き、50%を保険料、50%を国・県・市の公費で負担することとされており、第 9 期計画期間では、65 歳以上の第 1 号被保険者の方にはそのうち 23%を介護保険料としてご負担いただきます。3 年を単位に今後の給付費の動向を見据えながら、必要な保険料の算定を行っているところですが、高齢化の影響を受け、全体の給付費が増大しているところです。 ・そのような状況にあって、本市では、第 9 期介護保険事業計画において、余剰金を財源とする名古屋市介護給付費準備基金約 83 億円全額を取り崩し、介護保険特別会計に繰り入れることで、賦課すべき保険料の総額を抑制しました。

(応能負担の強化に関して) 5 件

市民意見	・応能負担を強化してほしい。
市の考え方	・第 9 期計画期間に向けて、国においては保険料の標準段階の多段階化と、公費による低所得者軽減の縮小が行われました。 ・本市では、従来から 15 段階への多段階化により低所得者の負担軽減を図ってまいりましたが、第 9 期介護保険事業計画では、これをさらに進めて全 18 段階とし、最高料率を従来の 2.5 から 3.1 に引き上げて、応能負担を強化することで、第 1 段階から第 3 段階については、公費による低所得者軽減が縮小される中でも従来の料率を維持するとともに、第 4 段階については料率の引き下げを行うこととしました。

(国庫負担の引き上げに関して) 4 件

市民意見	・国庫負担率を上げてほしい。
市の考え方	・国庫負担率につきましては、介護保険法で定められており、国に対し引き上げを要望しているところでもございます。

（市独自の減免制度に関して） 8 件

市民意見	・ 市独自の保険料の減免制度を作ってほしい。
市の考え方	・ 本市では、減免制度ではなく、保険料段階を多段階化し、負担能力に応じたきめ細やかな設定となるよう配慮することにより、低所得者の負担軽減を図ってまいりました。 ・ 第 9 期介護保険事業計画においても、保険料段階を国の標準の 13 段階より多段階の 18 段階とし、第 1 段階から第 3 段階については、公費による低所得者軽減が縮小される中でも、国の標準より低い従来の料率を維持するとともに、第 4 段階については料率の引き下げを行うこととしました。

（所得減少減免の要件緩和に関して） 1 件

市民意見	・ 所得減少を理由にした保険料減免の要件を、名古屋市国民健康保険料の所得激減の減免と同等になるよう緩和してほしい。
市の考え方	・ 所得減少の減免要件につきましては、令和 3 年度に、前年中の所得の基準額を 135 万円から 410 万円に、当該年の所得見込額の基準額を 110 万円から 250 万円にそれぞれ引き上げる等の見直しを行いました。 ・ 国民健康保険料と比較すると、介護保険料は金額が少ないことから、減免要件の基準も異なっております。

（低所得者の利用者負担軽減事業に関して） 1 件

市民意見	・ 「新高額障害福祉サービス等給付費」の記載が加わった理由を説明してほしい。
市の考え方	・ 「新高額障害福祉サービス等給付費」は、平成 30 年度に創設されましたが、障害者総合支援法を根拠としており、第 8 期まで掲載しておりませんでした。しかし、65 歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた方に対し、所得等の要件を満たす場合に、介護保険サービスの利用者負担を軽減する事業であるため、今般、追加することといたしました。

(配食サービスに関して) 1 件

市民意見	・市町村特別給付の配食が 1 食 200 円という仕組みは、昨今の燃料・人件費高騰の中で、維持することが難しい。地元の小規模事業者も参画可能な報酬となるよう見直してほしい。
市の考え方	・給付額につきましては、生活援助型配食サービスの給付費が全額保険料でまかなわれるほか、自立支援型配食サービスについても一定割合が保険料を財源としております。また、他の介護保険サービスと同じように、所得に応じた割合で、利用者の方に一定のご負担をいただいているところでございます。報酬の引き上げについて、保険料の増加や利用者の自己負担額の増加にも直結することに鑑みると、慎重な検討が必要と考えております。

(巻末資料の実績値に関して) 1 件

市民意見	・在宅サービスの実績値について、諸課題を見出しやすくするため、必要に応じて区毎に掲載してほしい。
市の考え方	・区毎の実績につきましては、NAGOYA かいごネットで各種統計データを公表しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

(総合リハビリテーションセンターに関して) 1 件

市民意見	・医療と福祉の連携を維持してほしい。 ・介護保険事業の廃止を撤回し、施設・制度を維持してほしい。
市の考え方	・令和 7 年 4 月より、総合リハビリテーションセンター附属病院は市立大学、障害者支援施設等の福祉部門は指定管理者の運営となり、運営主体が別れることとなりますが、医療と福祉の切れ目のない支援を、市立大学はもちろんのこと、地域の医療機関等とも連携し、これまで支援に繋がっていなかった高次脳機能障害や視覚障害のある方などへの支援の強化に取り組んでまいります。 ・総合リハビリテーションセンターが実施する通所リハビリテーション等の介護保険事業につきましては、民間事業者の新規参入や既存事業所の事業拡大が進んでいることから、廃止することとしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(厚生院に関して) 14 件

市民意見	・ 厚生院特養の廃止計画を中止し、募集を再開してください。 ・ 厚生院が市営であることはとても大切なことだと思います。 ・ 他特養の入居状況、待機中人数を考慮しながら、廃止時期の延長を含めた有効活用を要望します。 ・ 厚生院の特別養護老人ホームは、医療依存度が高い人、身寄りのない人、低所得の人などにとって、最後のセーフティーネットとしてかけがえのない役割を果たしてきました。
市の考え方	・ 厚生院につきましては、平成 27 年 2 月に公表しました「公の施設等における民間活力活用の総点検を踏まえた取組方針について」における、「今後の厚生院の果たすべき役割や、それに基づく運営手法など必要な事項について検討していく」との取組方針に基づき、施設のあり方について検討を重ねてまいりました。 検討の中で、厚生院特別養護老人ホームが担ってきたセーフティネットとしての役割は、民間においても果たされていることや、医療・介護のサービス提供主体が連携し、地域で高齢者を支えていくことを目的とした地域包括ケアシステムの構築も進みつつあることから、抜本的な見直しを行うこととし、段階的な縮小・廃止の方針としたところでございます。

